

熊取町中小企業事業資金融資要綱
(大阪府市町村連携型中小企業融資制度)

(目的)

第1条 この制度は、「大阪府中小企業融資制度要綱」に基づき熊取町内の中小企業者に対して事業資金融資のあっせんを行い、その振興発展に資することを目的とする。

(資金措置)

第2条 熊取町（以下「町」という。）は、予算の範囲内において、取扱金融機関に資金を預託するものとする。

(取扱金融機関)

第3条 取扱金融機関は、紀陽銀行熊取支店、池田泉州銀行熊取支店、きのくに信用金庫熊取支店、大阪信用金庫泉佐野支店とする。

(信用保証)

第4条 本融資は、大阪府中小企業信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証に付する。

(融資対象)

第5条 本融資の融資対象は、大阪府内に居住し、町内（原則として同一場所）で別表1に掲げる中小企業信用保険法第2条第1項第1号の政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を6ヵ月以上引き続き営んでいる事業者で、次の各号のいずれかに該当するもの。

- (1) 常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）を主たる事業とするものについては5人以下）以下の会社及び個人であって、特定事業を行うもの
- (2) 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの
- (3) 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
- (4) 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
- (5) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（前各号に掲げるものを除く。）
- (6) 特定事業を行なう特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人）以下のもの

(融資限度額)

第6条 融資限度額は、無担保で400万円とする。ただし、保証協会又は他の保証協会に保証残がある場合は、総額での制約がある。

(資金使途)

第7条 資金使途は、運転資金又は設備資金とする。ただし、転貸資金、町外に設置する設備資金は対象外とする。

(融資期間)

第8条 融資期間は4年以内とする。

(返済方法)

第9条 返済方法は、毎月元金均等分割返済とする。

2 返済については融資後の翌月から開始する。ただし、融資後、最長5カ月間の支払い猶予期間を設ける事が出来る。

(貸付利率)

第10条 貸付利率は、「大阪府中小企業融資制度小規模資金（特例以外）」における貸付利率より0.1%低い利率とする。

(信用保証料)

第11条 信用保証料率は、保証協会において定める率とする。

(町補助金)

第12条 この制度により融資を受け、融資の実行と同時に当該融資に係る保証料の全額を一括して支払ったものに対して、保証料支払日から90日以内の申請により、補助金を交付するものとする。ただし、補助金の申請をした日現在において、町内に事業所を有し、町・府民税を滞納していないものに限り、補助金の額は、当該信用保証料の額とする。

(連帯保証人)

第13条 連帯保証人については、別表2に定めるものとする。ただし、保証協会の定めるところにより、別に連帯保証人を徴する場合があるものとする。

(申請書類)

第14条 申請には、所定の申込書及び別に定める添付書類の提出を要する。

(受付場所)

第15条 受付場所は熊取町役場融資担当業務主管課とする。

(信用調査)

第16条 信用調査は、町及び保証協会で行う。

(融資決定)

第17条 本融資の決定は、町、保証協会及び取扱金融機関で行う。

(両建預金等の禁止)

第18条 取扱金融機関は、本融資の実施にあたって両建預金等を徴求してはならない。

(事務取扱細則への委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか本融資に関し必要な事項は、事務取扱細則で定める。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 12 条の適用は、平成 26 年 4 月 1 日以降に適用し、それ以前に当該融資を借り受けたものについては従前の例とする。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

特定事業は、次に掲げる業種以外の業種とする。
1. 農業
2. 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
3. 漁業
4. 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

別表 2

申込者区分	連帯保証人
個人	次に掲げる者を除き、連帯保証人を徴求しないものとする。 ①実質的な経営権を持っている者や営業許可名義人 ②申込人と共に当該事業に従事する配偶者 ③本人に健康上の理由がある場合の事業承継予定者など
株式会社 有限会社 合名会社 合資会社 医療法人	法人代表者 次に掲げる者を除き、法人代表者以外の連帯保証人を徴求しないものとする。 ①実質的な経営権を持っている者や営業許可名義人 ②申込人と共に当該事業に従事する配偶者 ②法人代表者に健康上の理由がある場合の事業承継予定者など
組合	代表理事 次のような場合を除き、代表理事以外の連帯保証人を徴求しないものとする。 ①個々の組合の実情に応じ代表理事以外の他の理事が連帯保証人として必要と判断される場合